

事務連絡
平成30年4月27日

事業所管省庁 事業所管課（室）長 殿

環境省地球環境局フロン対策室長
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室長

フロン類算定漏えい量報告・公表制度の周知徹底について（依頼）

日頃よりフロン類対策について御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成30年4月1日より、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）に基づく平成29年度フロン類算定漏えい量の報告が始まっていることから、下記事項について御協力くださいますようお願いいたします。

記

1. フロン排出抑制法に関する説明会の周知について

環境省及び経済産業省では、別添のとおり5月下旬～6月上旬にかけて、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、熊本においてフロン排出抑制法に関する説明会を順次開催いたします。貴課室におかれましては、貴省庁内で業務用冷凍空調機器を管理する部局や、所管する事業に係る関係業界団体等に対して、別添の内容について広く周知をお願いいたします。

別添の資料やパンフレット等を関係業界団体等に直接発送することも可能ですので、御希望の場合は環境省に御相談ください。

2. 国の機関におけるフロン類算定漏えい量の把握について

省庁等の国の機関についても、フロン類を相当程度漏えいした場合は報告対象となります。各省庁の取りまとめ課室におかれましては、地方支分部局等を含め、業務用冷凍空調機器を管理する部局の担当者との連絡体制を構築し、当

該機関全体でのフロン類算定漏えい量を算定するようお願いいたします。算定漏えい量の合計が 1,000t-CO₂/年以上となった場合は、当該機関の属する府省の長たる大臣に報告書を提出する必要があるがございます。

漏えい量の算定・報告方法等につきましては、フロン排出抑制法ポータルサイトがございますフロン類漏えい量算定・報告マニュアル等を御参照ください。

<http://www.env.go.jp/earth/furon/document/index.html>

<申し込み・問い合わせ先>

1. について

株式会社三菱総合研究所「フロン排出抑制法説明会 事務局」

<http://www.mri.co.jp/semifuron201805/>

※5月7日受付開始予定

furon-helpdesk@mri.co.jp

TEL : 03-6705-6143

2. について

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室（担当：鳥居、塚越）

HONOKA_TORII@env.go.jp

SHIORI_TSUKAKOSHI@env.go.jp

TEL : 03-5521-8329

<添付資料>

（別添）フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

以上